

社会福祉法人 新居浜社会福祉事業協会
役員・役員等・その他の役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」とする）、及び評議員（以下「役員等」とする）、第三者委員、評議員選任解任委員（以下「その他の役員」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員、役員等、及びその他の役員に対する報酬は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員及び役員等、その他の役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け会議または法人業務を行う場合、社会福祉法人 新居浜社会福祉事業協会役員等旅費支給規程に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の法人職員が役員の場合は支給しない。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。